# 役員の報酬に関する 規程

# 1章 総則

### (規程の意義)

# <u>第1条</u>

この規程は社会福祉法人清修会定款第22条の定めにより、役員の報酬等に関する事項を規定する。

#### (適用範囲)

# <u>第2条</u>

この規程は、役員規程に定めるところの職員に適用する。但し、 理事長以外の常勤役員については、施設から給与を受けている場合には、役員報酬は支給しない。

#### (給与の支給)

### 第3条

役員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2. 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。
- 3. 但し、非常勤役員については、通貨払いとする。

#### (給与の支給日)

#### <u>第4条</u>

前条第2項を申し出た役員の給与は、毎月15日をもって締切り、

前月16日よりその月の15日までの分をその月の末日(但し、末日が休日の場合はその前日)に、支給する。

#### (月次報酬)

#### 第5条

常勤役員の俸給月額は、常勤役員俸給表により、次のとおりと する。

理事長 6号俸

#### (非常勤役員の報酬)

#### 第6条

非常勤役員が理事会に出席する場合には、別表2により支給する。監事が監査指導した場合等には、別表3により支給する。

## (通勤手当)

# <u>第7条</u>

非常勤役員が理事会に出席する際の交通費は、別表4により支給する。

# (出張手当)

# <u>第8条</u>

役員の出張旅費については、職員の「出張旅費規程」に準ずる ものとする。

# (役員報酬の上限)

# <u>第9条</u>

役員報酬の年俸限度額は、別表5のとおりとする。評議員は、「評議員の報酬に関する規程」に定めるものとする。

別表1(常勤役員俸給表)

	俸給月額
	円
号 俸	
1号	50,000
2号	60,000
3号	70,000
4 号	80,000
5号	90,000
6号	100,000
7号	110,000
8号	120,000
9号	130,000
10 号	140,000
11 号	150,000
12号	160,000
13号	170,000
14 号	180,000
15号	190,000
16 号	200,000

#### 別表2

	日額報酬
理事会出席報酬等	10,000円(源泉含まず)

# 別表3

	□額報酬
監事業務出席報酬	10,00円(源泉含まず)
監事監査報酬	10,000円(源泉含まず)

#### 別表4

施設から居住地までの距離	金額
20キロ未満	3,000円
20キロ以上	5,000円

### 別表5

名称	報酬(年俸限度額)
理事長	1,200,000/年
理事	600,000/年

# 附 則

# (施行)

# <u>第1条</u>

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

## (本規程の改廃)

# 第2条

この規程の改廃を必要とする場合は、理事会の承認を得た上でこれを行う。

この規程は、平成29年3月11日に全文改訂する。

この規程の改廃を必要とする場合は、評議員会の承認を得た上でこれを行う。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。